

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	こども子育て部保育課	
契約締結年月日	令和8年4月1日	
業 務 名	令和8年度一時預かり事業（幼稚園型）委託契約	
業 務 の 概 要	当該契約は、本市在住の児童が一時預かり事業所を利用するにあたり、当該事業所の実施申請をもとに委託するものであり、その委託料を当該施設に支払い、一時預かり事業（幼稚園型）を実施する。	
契約金額（税込）	子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に基づき、内閣総理大臣が定める基準により算定	
契約の相手方	学校法人愛知児童文化学園（はちまん幼稚園）	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <small>（該当する□欄に印をつけること）</small>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	契約の相手方は、本市在住の児童が一時預かり事業所を利用するにあたり、当該事業所の実施申請をもとに委託するものであり競争入札に適さない契約であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とする。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、こども子育て部保育課です。